

居宅介護支援

重要事項説明書

医療法人 緑の会

石垣ケアプランセンター

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所概要

事業署名	石垣ケアプランセンター	指定番号	指定居宅介護支援事業所 石垣市第 4770700096 号
主たる事務所在地	沖縄県石垣市字真栄里 556 番地の 1		
法人種別	医療法人 緑 の 会	代表者	理事長 大島 常功
事業所管理者	鳥井 達也		
電話番号	0980-82-0887	F A X	0980-82-0871

2. 事業の目的と運営方針

- * 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
- * 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- * 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- * 常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、各種サービスについて一覧表等で説明し、公正中立に行う。

3. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数	氏 名	職 務 内 容
管 理 者 介護支援専門員兼務	1 人	鳥井 達也	事業所の管理・介護サービス計画の作成・連絡調整・苦情処理、その他
介護支援専門員	1 人	金城 早公子	介護サービス計画の作成・連絡調整・その他

4. 営 業 時 間

- 月曜日～金曜日・・・・・・ 8 時 30 分～17 時 30 分
- 土曜日・・・・・・・・・・・・ 8 時 30 分～12 時 30 分
- 休 日・・・・・・・・・・・・ 日曜日・ 1 月 1 日～1 月 2 日
- 緊急時発生の際は電話等により、24 時間連絡が可能な体制とする。

5. ケアサービスの公正中立なケアマネジメントの確保、提供方法・内容

- ※ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、居宅サービス計画が利用者の意向を基本として作成いたします。
- ※ 各種サービスについてと、複数の事業所の紹介を行い利用者、家族の意向に基づいて居宅サービス計画書に位置づけます。
- ※ 利用者のニーズに対応するため課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドラインまたは、沖縄県共通アセスメント様式を使用します。

※ 利用者及びご家族に対して居宅訪問を行い位置づけた提供されるサービスについて内容を十分に説明いたします。

当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であり、求められた際はご説明をいたします。

※ 利用者が入院する場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院に伝える協力をお願いします。入院先医療機関と情報共有することで退院後の円滑な在宅生活へ移行のため、ご家族の協力が必要となります。

6. 通常事業実施地域

石垣市、竹富町とする。

7. 利用料及びその他の費用

①《交 通 費》

通常の事業実地地域（石垣市・竹富町）地域外の居宅において指定居宅介護支援費を行う場合の交通費の支払いを受けることができる。

②《居宅介護サービス計画作成費》

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されます。

※保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき下記の居宅介護支援費をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、各市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

③居宅介護支援費（1月につき）

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ	10,860円	14,110円

※ 介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数により70%または50%減算の場合があります。

※ 特別地域加算により上記費用に15%の加算を算定します。

④各種加算について

初回加算（Ⅰ）	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合。
居宅支援特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	主任介護支援専門員の配置と常勤かつ専従の介護支援専門員2名配置、24時間連絡体制の確保等の条件を満たした場合。
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	病院又は診療所に入院した日に利用者の必要な情報を提供した場合。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に利用者の必要な情報を提供した場合。
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円	病院や施設等を退院・退所し居宅サービスを利用する場合において、利用者の情報収集・連携・調整を行った場合。（1回から3回等算定要件あり）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円	
退院・退所加算（Ⅲ）イ	9,000円	
小規模多機能型連携加算	3,000円	居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に必要な情報を提供し連携を行った場合。
看護小規模多機能型連携加算	3,000円	居宅サービスから看護小規模多機能型居宅介護の利用開始する際に必要な情報し連携を行なった場合。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 0 0 0 円	病院や診療所の求めにより、利用者自宅を訪問し、会議を行ないサービス利用した場合。
ターミナルケアマネジメント加算	4, 0 0 0 円	終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握したうえで同意を得て訪問した場合。

8. 緊急時の対応

居宅介護支援を提供中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

9. 事故発生時の対応

居宅介護支援を提供等により事故が発生した場合、事業所は利用者に対して必要な処置を講じるとともに、利用者の家族、利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

10. 守秘義務及び個人情報の保護

業務上知り得た利用者又は家族等に関する個人情報の利用目的を定め利用者、家族との使用同意書をもって適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。又、利用終了後も同様の取扱いとします。但し、法令上、介護関係事業者が行うべき義務については情報提供を行なうこととします。

11. 苦情窓口及び要望申出

利用者及び扶養者は当事業所の提供する居宅サービスに対しての要望又は苦情等について、下記の相談窓口に応じることができ、又は備え付けの用紙で管理者宛てに文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

利用者ご相談窓口	営 業 時 間	住 所	電 話
石垣ケアプランセンター 担当 鳥井 達也	平日 8:30~17:30	石垣市字真栄里 556 番地-1	0980-82-0887
石垣市役所 (介護長寿課)	平日 8:30~17:00	石垣市美崎町 14 番地	0980-82-7158
竹富町役場 (福 祉 課)	平日 8:30~17:00	石垣市美崎町 11 番地	0980-82-6191
沖縄県国民健康保険団体連合会	平日 8:30~17:00	那覇市西 3—14—18	098-860-9026

12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年２回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者は当事業所の管理者とします。

医療法人緑の会 居宅介護支援事業所石垣ケアプランセンターを利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者> 氏 名 印

<家族・代理人> 氏 名

＜説明者＞ 氏 名 印

個人情報の利用目的

医療法人緑の会では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔居宅介護支援事業所内部での利用目的〕

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ・利用者の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、主治医等の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ・当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

個人情報使用同意書

私（利用者および家族代表、代理人）の個人情報については、居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所との連絡調整において必要な場合、必要最小限の範囲において使用することに同意します。

居宅介護支援事業者
石垣ケアプランセンター殿

令和 年 月 日

利用者住所 _____

氏名 _____ 印 _____

家族代表・代理人 住所 _____

家族代表・代理人 氏名 _____ 印 _____

在宅で利用できるサービス事業所一覧表

訪問介護 石垣訪問介護センター カエル計画社 ゆいケアサービス てふてふ 徳洲会病院 若夏の家 むつみ ワイズ さにし や 大浜1番地 ジャスミン ていなや	通所介護 長寿の華 なごみの里 花織 いちのはし ゆりヶ浜 とぬうすく 杜の泉 大浜1番地 いしがき
短期入所 （生活介護・療養介護） いしがき太陽の里 聖紫花の杜 八重山厚生園 なごみの里 南風見苑（西表島）茶寿苑（空きベット）	通所リハビリテーション いしがき太陽の里 聖紫花の杜 石垣島徳洲会病院 通所リハならさ ヒデ整形がんじゅう
訪問看護 訪問看護ステーション太陽の里 訪問看護ステーションゆいケア 訪問看護ステーションうりずん 訪問看護徳洲会病院 かりゆし病院 プライマリー訪問看護リハビリステーション石垣	福祉用具レンタル シルバープラザ石垣(離島) 八重山介護サービス ゆいケアサービス ふたば介護サービス
認知症対応型 通所介護 ・ デイサービスあらかわ（10名） ・ デイサービスかびら（10名） ・ デイサービスハピネス高田（共用型）	認知症対応施設グループホーム 短期入所・イジュの花 ・ 星のふる里 ・ ハピネス・あかゆら
地域密着型通所介護 ハピネス平真 あかゆら にいふあいゆー 年輪 JOYいしがき デイサービスコーラルケア ひだまり グッドライフむつみ デ イサービスむつみ くま(小浜) さくらデイサービス まるトレ コンパスウオー ク大浜 南風見苑(西表) さみん(黒島・竹富)	
担当のケアマネージャーに、受けたいサービス、住宅改修、福祉用具の購入や借りたいものや短期入所など、プランの変更がありましたら随時ご相談ください。 ＊入所施設については、直接家族が申し込みは可能です。 ＊ご利用者の入院、退院時には、各病院の地域連携室等と連携を図るため、連絡お願いしております。ご協力をお願いします。	
2024 年 4 月確認	